

名古屋市告示第192号

名古屋市児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第6条第3項の規定により、次のとおり臨時に開館します。

令和8年4月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市千種児童館

名古屋市高岳児童館

名古屋市上飯田児童館

名古屋市西児童館

名古屋市中村児童館

名古屋市前津児童館

名古屋市白金児童館

名古屋市瑞穂児童館

名古屋市熱田児童館

名古屋市中川児童館

名古屋市港児童館

名古屋市南児童館

名古屋市守山児童館

名古屋市緑児童館

名古屋市名東児童館

名古屋市天白児童館

2 臨時に開館する日

令和 8年 5月 5日 (火)

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課